

勝浦市契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勝浦市（以下「本市」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄警察署への照会)

第2条 市長は、千葉県警察（以下「県警」という。）以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）又は本市契約若しくは本市契約に関連する契約を締結し、若しくは締結しようとする者が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったときは、本市を管轄する警察署に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(入札からの排除)

第3条 市長は、本市契約のための一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされた者が契約締結までの間に、前条の照会により措置要件のいずれかに該当する者（以下「措置要件該当者」という。）であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札決定の取消しの措置を行うものとする。

2 前項の規定は、措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。

3 市長は前2項の規定により、入札参加資格の取消し、指名の取消し又は落札決定の取消しの措置を行ったときは、その旨を当該措置に係る相手方に遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(指名除外等)

第4条 市長は、有資格業者が措置要件該当者であると認められたときは、勝浦

市建設工事等暴力団対策措置審査会（以下「審査会」という。）の審議に付した上で、別表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外の措置を行うものとし、指名除外通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の措置に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合について、当該有資格業者と同一期間指名除外の措置を行うものとする。
- 3 市長は、指名除外の措置を行ったときは、本市契約のための一般競争入札を行うに際し、当該措置に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。
- 4 市長は、指名除外の措置を行ったときは、本市契約のための指名を行うに際し、当該措置に係る有資格業者を指名してはならない。
- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により、指名除外の期間中の有資格業者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格業者について指名除外の解除の措置を行うものとする。
- 6 市長は、前項の規定による解除の措置を行ったときは、その旨を指名除外解除通知書（別記第2号様式）により当該措置に係る相手方に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定による指名除外の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外の者で措置要件該当者であると認められた者
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

（下請負の禁止）

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承諾しないものとする。

（指名除外の効果）

第7条 この要綱の定めにより措置される指名除外は、勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成12年勝浦市告示第74号）の定めにより措置される指名停止と同一の効果をもつ。

- 2 第4条第1項及び第2項の規定による指名除外をされた有資格業者は、指名除外を解除されるまでの間は、本市契約に係る一般競争入札及び公募型指名競争入札には参加できないものとする。

(各所属長への通知)

第8条 財政課長は、第4条第1項若しくは第2項の規定により指名除外の措置を行ったとき、又は同条第5項の規定により指名除外の解除の措置を行ったときは、その旨を各所属長へ通知するものとする。また、有資格業者以外の者が措置要件該当者であると認められたとき又は当該措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときは、その旨を各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第9条 市長は、本市契約の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察へ被害届を提出するものとする。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、本市契約の受注業者が、暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第10条 市長は、受注業者（受注業者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第4条の規定に基づく指名除外を行うことができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められたとき。
- (2) 下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が措置要件該当者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、発注者から措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体への協力要請)

第11条 市長は、第4条の規定により指名除外等を行ったとき、又は有資格業者以外の者が措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（本市が出資又は継続的に人的、財政的支援を行っている法人その他の団体をいう。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市の指定を受けた者をいう。）に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第12条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、県警その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第13条 市に審査会を設置する。

- 2 前項の審査会は、管轄警察署から提供された情報をもとに第4条に規定する指名除外に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審査を行う。
- 3 審査に際しては、管轄警察署との密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

第14条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員は、総務課長、財政課長、都市建設課長、農林水産課長及び水道課長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表し会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
- 6 委員に事故あるときは、あらかじめ当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要の都度招集するものとする。

- 2 会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもってこれを充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第16条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第17条 本要綱に関する庶務は、財政課契約検査係において行う。

(補則)

第18条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係課又は他の関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第10条の規定については、この告示の施行日以後に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。

(勝浦市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

- 2 勝浦市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成12年勝浦市告示第49号)は廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成26年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措置要件	期間
<p>1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であるとき、又は暴力団又は暴力団員が、法人等の経営に実質的に関与していると認められるとき</p>	<p>市長が当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき</p>	<p>市長が当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき</p>	<p>市長が当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 法人等の役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき</p>	<p>市長が当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき</p>	<p>市長が当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>

別記第1号様式（第4条関係）

勝財第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

勝浦市長 ㊟

指名除外通知書

このたび、下記1の指名除外事由に該当していると認められるため、指名除外を行うこととしたので通知する。

下記2の期間で、改善が認められた場合には、指名除外を解除することとなるので、早急に対処されたい。

記

1 指名除外の事由

勝浦市契約に係る暴力団対策措置要綱第4条第 項
(条文を記載する。)

2 指名除外の期間

年 月 日から〇月を経過し、改善が認められたときまで

3 指名除外の効果

上記2の期間、勝浦市の発注する指名競争入札、公募型指名競争入札、一般競争入札に参加することができないほか、本市と随意契約を締結すること、及び本市と契約した業者と下請契約を締結することができない。

第2号様式（第4条関係）

勝財第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

勝浦市長 ④

指名除外解除通知書

先に、 年 月 日付け、勝財第 号をもって指名除外を行った旨を通知したところであるが、当該指名除外の事由となった行為に改善が認められたため、当該指名除外を解除したので、勝浦市契約に係る暴力団対策措置要綱第4条第6項の規定により通知する。

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 勝浦市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注業者の役員等（受注業者が個人である場合にはその者を、受注業者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 受注業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 受注業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 受注業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 受注業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は前各号に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 受注業者が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたとき。
- 2 受注業者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注業者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(関係機関への照会)

第3条 発注者は、契約からの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入の排除を目的として、必要と認める場合には、受注業者の法人等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

- 2 発注者は、受注業者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注業者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(不当介入の排除)

第4条 受注業者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注業者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注業者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注業者が前条に違反した場合は、勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注業者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。